

令和6年度 丹波市建設工事等指名停止措置一覧表

(令和6年6月17日更新)

番号	商号又は名称	主たる所在地	指名停止期間	指名停止理由
3	名鉄観光サービス 株式会社	愛知県名古屋市	令和6年6月17日から 令和6年10月16日まで (4箇月)	公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。(丹波市指名停止基準 別表第2 2(1)ウ適用)
2	葉隠勇進 株式会社	東京都港区	令和6年6月17日から 令和6年8月16日まで (2箇月)	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。(丹波市指名停止基準 別表第2 2(1)ウ適用及び第6条第2項適用)
1	和以貴建設 株式会社	兵庫県西脇市	令和6年6月7日から 令和6年7月6日まで (1箇月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営白川台住宅建築工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。(丹波市指名停止基準 別表第1 8(2)適用)